

令和7年度保育関係要望書

令和7年11月28日

町田市認定こども園協会

令和7年11月28日

町田市長 石坂 丈一 殿

町田市認定こども園協会
会長 小山 貴好



〒194-0213 東京都町田市常盤町 3031-2
TEL : 042-797-7631

日頃より、町田市における幼児教育・保育の充実に多大なるご尽力を賜り、心より感謝申し上げます。

少子化の進行や家庭環境の多様化、地域社会のつながりの変化など、子どもたちを取り巻く環境は大きく変わりつつあります。こうした中で、幼児教育・保育施設には、単に「預かる場」としての役割にとどまらず、家庭や地域と連携しながら、子どもたちの成長を社会全体で支えていく拠点としての機能が求められています。

私ども町田市認定こども園協会では、日々現場で子どもたちや保護者と向き合う中で感じている課題や、地域全体の将来を見据えた視点からの提案を整理し、以下のとおり要望を取りまとめました。本要望は、町田の子どもたちが安心して成長できる環境、保護者が安心して子育てできる環境、そして地域がともに子どもを育む温かなまちづくりを実現するためのものです。

子どもたちの笑顔あふれる町田の未来を守り、次の世代につないでいくために、どうか趣旨をご理解のうえ、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

1. 「保育施設の機能向上及び老朽化対応支援」の対象要件の見直し

認定こども園の新設や修繕、改造、整備につきましては、国の【就学前教育・保育施設整備交付金】が活用でき、令和6年度補正予算でも829億円が計上されているところです。町田市におかれましても、この交付金を用いた【保育施設の機能向上及び老朽化対応支援】を実施していただいております、現場として大変心強く感じております。

しかしながら、現在の制度では補助対象が「1歳児を受け入れている施設」に限られている状況です。一方で、2歳児以上を受け入れる施設であっても、老朽化に伴う建替えや大規模改修は必要であり、地域の子育て環境を守っていくために欠かせない取り組みです。少子化が進む中で、将来の園児数の変動に配慮しながら、低年齢児保育のニーズにも応えていくためには、すべての施設が支援対象となることが望ましいと感じております。

つきましては、対象要件の見直しをご検討いただけますと幸いです。

また、補助額の算定につきましては、本事業が国の【就学前教育・保育施設整備交付金】を活用して進められるものであることから、国の補助率および事業者負担割合に沿った形としていただけますよう、併せてお願い申し上げます。

2. 「地域の子育て支援事業（町田市マイ保育園事業）」の園拡充

東京都では、令和7年度から「地域の子育て支援事業」の補助要件をより細分化し、利用促進や地域における子育て支援の充実を図っています。

認定こども園は、地域の子育て家庭に対して相談や交流の場を提供することが必須要件とされており、まさに地域における身近な子育て支援の拠点として重要な役割を担っています。

そのため、町田市におかれましては、地域の子育て家庭が安心して相談できる身近な窓口である【町田市マイ保育園事業】の実施園をさらに拡充していただき、より多くの子育て世帯が支援を受けられる体制を整えていただきたく存じます。

認定こども園が地域の子育て支援機能を一層発揮できるよう、市としても積極的なご支援とご検討をお願い申し上げます。

3. 町田市子ども子育て会議への認定こども園代表者の参画

認定こども園は、教育と保育を一体的に行うことにより、子どもの育ちを総合的に支える独自の役割を担っております。全国的にもその施設数はすでに幼稚園を上回り、東京都においても「東京都子ども子育て会議」に東京都認定こども園協会の代表者が参画し、現場の視点を踏まえた議論が行われています。

町田市におきましても、子ども・子育て施策をより実効的かつ充実したものとするためには、教育・保育双方の視点をもつ認定こども園代表者の参画が不可欠であると考えます。

つきましては、町田市子ども子育て会議の構成員に、当協会からの代表者を参画させていただきたく、お願い申し上げます。

4. 「保育士等宿舍借上費」の対象職種の拡大

現在、町田市における【保育士等宿舍借上費】の対象は、保育士・保健師・助産師・看護師に限定されています。一方で、日々の給食提供や食育活動を通じて子どもたちの健やかな成長を支える「栄養士」や「調理員」も、保育の質を下支えする重要な専門職です。

近年の人材不足は調理・栄養分野にも及んでおり、長時間勤務や人員不足の中で現場を支えるこれらの職員の確保・定着は喫緊の課題となっています。他自治体では、同様の宿舍借上制度において栄養士や調理員を対象に含めている例も見られます。

つきましては、人材確保および職員の処遇改善を推進する観点から、対象職種に「栄養士・調理員」を追加していただきたく、お願い申し上げます。

5. 国基準を上回る職員配置加算の実現

国においては、約 76 年ぶりに保育士の配置基準が見直されました。しかしながら、子どもの権利条約が掲げる「差別の禁止、子どもの最善の利益、生命・生存および発達に対する権利、子どもの意見の尊重」という 4 原則に基づいた保育を実現するには、依然として十分とは言えません。子ども一人ひとりの思いや個性を尊重し、安心して過ごせる環境を整えるためには、現行基準を上回る人的配置が不可欠です。

隣接する八王子市においては、市独自の「配置改善加算」を設けることで、より手厚い保育体制の確保に取り組んでおります。

つきましては、町田市においても、子どもの意見を尊重し、一人ひとりに寄り添う保育の実現に向けて、市独自の「配置改善加算」を創設していただきたく、お願い申し上げます。

6. 東京都【保育所等の業務負担軽減支援事業】の導入

令和 7 年度から東京都では、デジタル技術の活用によって業務の効率化を図ることを目的とした【保育施設業務負担軽減包括補助事業】が新たに創設されました。

保育施設は一般企業と異なり、専任の事務職員を十分に配置することが難しく、会計事務、文書作成、設備管理、職員シフト調整、保護者対応など、日常的な事務業務の多くが限られた職員に集中しているのが現状です。その結果、施設長や保育教諭が本来注力すべき教育・保育の時間を削って事務作業に追われており、業務負担の増大や職員の長時間労働につながっています。こうした状況を改善するためには、ICT の導入による業務効率化に加え、事務職員を新たに雇用できるような財政的支援が不可欠です。

つきましては、町田市におかれましても、東京都の制度趣旨を踏まえ、デジタル活用の推進および事務職員配置への補助を通じて、現場の負担軽減と保育の質向上を図る仕組みの導入を検討していただきますようお願い申し上げます。

7. 私立幼稚園等幼児教育充実事業の拡充

町田市では「私立幼稚園等幼児教育充実事業（年額 10,000 円）」が実施されていますが、創設から6年が経過した現在においても補助額は据え置かれたままであり、教材費や光熱費等の高騰に十分対応できていない状況です。各園では、子どもたちの発達段階に応じた教材の充実や体験活動の拡大に努めておりますが、保護者負担を抑えつつ質の高い教育を維持するには、現行の補助額では限界があります。

また、認定こども園では、1号認定児と2号認定児が共に同一の教育課程・活動を通して学び合っています。したがって、本事業の補助対象に2号認定児を含めていただくことで、幼児教育の質の向上と公平な支援が一層推進されるものと考えます。

つきましては、保護者の経済的負担の軽減と、幼児教育の充実を図る観点から、補助額の見直しおよび対象拡大についてご検討賜りますようお願い申し上げます。

8. 定員の弾力的運用について

教育・保育の需要は、年度途中における入園希望や転出入などにより大きく変動しております。こうした状況の中で、年度当初に設定した定員のみで運営を行う場合、柔軟な受け入れ対応が難しく、入園を希望する保護者の意向に十分にこたえられない事例も見られます。

このことは、教育・保育の安定的な提供や地域における子育て支援体制の維持にも支障を及ぼすおそれがあります。

つきましては、希望する保護者に安定した教育・保育環境を提供できるよう、国の基準に基づき、定員を最大2割まで弾力的に運用できる仕組みを認めていただきたくお願い申し上げます。

9. 幼稚園型から幼保連携型への類型変更について

幼保連携型認定こども園への移行により、乳児期から就学前までの切れ目のない一貫した教育・保育の提供が可能となります。これにより、保護者の就労状況や家庭の事情に左右されることなく、すべての子どもに安定した受け入れ環境を保障することができます。

また、地域の子育て家庭に対しても、子育て相談・親子交流・一時預かりなど、多様な支援機能を充実させることができ、地域全体の子育て支援基盤の強化にもつながります。

こうした観点から、現行の幼稚園型から幼保連携型への類型変更を円滑に推進できるよう、制度面・財政面の両面からご支援を賜りますようお願い申し上げます。

10. 現場における即時的な人件費支援の実現について

人件費補助は、本来、現場で働く保育教諭や保育士等の処遇を速やかに改善し、安定的な人材確保につなげることを目的として設けられております。

しかしながら、現在は多くの補助金が「概算支弁の後払い方式」により運用されており、各法人が一時的に全額を立て替える必要がある状況です。

この「後払い方式」では、実際の支出を行ったうえで申請・審査を経て補助金が交付されるため、入金までに相当の期間を要します。その結果、施設側では一時的な資金繰りの負担が生じ、給与改善の実施時期を遅らせざるを得ないケースや、法人内部での会計処理が複雑化するなどの課題が見られます。結果として、「職員の処遇改善を迅速に行う」という制度本来の目的が十分に果たされにくい状況にあります。

つきましては、現場が安心して人件費改善に取り組めるよう、補助金の交付時期の前倒しや中間支給の導入など、運用面での改善についてご配慮・ご検討くださいますようお願い申し上げます。

こうした見直しにより、現場の安定運営と人材の定着が一層促進されるものと存じます。